

川口市家事・育児支援ヘルパー事業

☆川口市内に居住し、家事・育児に対し不安や負担を抱える妊婦・0～2歳児のいる世帯・出生後3年以内の多胎児のいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事・育児の支援を行います。

家事支援

食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、取り込み、たたみ、居室の簡単な掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物の同行など

育児支援

授乳・離乳食介助、食事介助、おむつ交換及び交換の介助、沐浴及び入浴介助、児童の見守り、保育所等への送迎の同行など

※支援は利用者が在宅中に実施します。外出を伴う支援は、利用者の同行が必要です。

利用可能日時

月～金曜日(土日祝日・年末年始除く)の午前9時から午後5時の間で、原則として1日1回2時間のご利用が可能です。

利用上限時間・回数

1. 妊婦のかた、0～2歳児のいる世帯のかた…年度内48時間(24回)まで
2. 出生後3年以内の多胎児のいる世帯のかた…年度内72時間(36回)まで

利用料金(利用者と生計を同一にする別世帯の収入も含めて算定します。)

区分	料金
生活保護世帯	無料です。
非課税世帯	無料です。
市民税所得割額77,101円未満世帯	①48時間まで無料です。 ②48時間を超えて利用するとき 600円/時間+370円/回 1回2時間利用で1,570円
その他世帯	有料です。 1,500円/時間+930円/回 1回2時間利用で3,930円



※有料・無料に関わらず、買い物等の同行に伴う交通費等、実費分は別途お支払が必要です。

利用の流れ

※申込みからご利用開始まで1カ月程度かかります。妊婦以外のかたは、お子さんの3歳の誕生日の1カ月前までにお申込みください。

①利用相談申込フォームにて、子育て支援課に申込みをしてください。

<https://logoform.jp/form/zRQD/1105105>

②利用相談の申込みをされた方に、市からお電話にてご連絡又は郵送にて申請書等を送付します。

③申請書等の内容をもとに審査を行い、支援の実施を決定した方に、利用決定通知書とご利用案内を送付します。ご利用案内に記載された訪問支援事業者に直接利用の申込みをしてください。



利用相談
申込用QR

問い合わせ先:川口市子ども部子育て支援課庶務係 電話048-258-1112